

## 甲賀市中学校部活動の状況と方向性について

## 1. 現状

## ・部活数

6 中学校 83 部 ( 運動部 65 部 文化部 18 部 )

	水口	城山	土山	甲賀	甲南	信楽	計
運動部	16	11	7	9	15	7	65
文化部	5	4	1	2	4	2	18
合 計	21	15	8	11	19	9	83

## ・部活加入率

1,816 人 / 2,207 人

82.3% ( 運動 61.6% 文化 20.7% )

## ・活動時間・休養日の設定

平日：2 時間以内 完全下校時刻：17：30 朝練習なし

週休日：3 時間以内 休養日：週 2 日以上

## ・教職員以外の指導員

部活動指導員：6 人 ( 城山 1 土山 1 甲賀 2 甲南 1 信楽 1 )

教育委員会が会計年度任用職員として任用。単独で指導や引率が可能。

外部指導員：4 人 ( 城山 2 甲南 2 )

各学校で依頼。単独での指導、引率が不可。

## ・地域による指導

・信楽中学校陸上競技部：スポーツ少年団

・甲南中学校剣道部：地域指導者による指導

・甲賀中学校バドミントン部：地域指導者による指導

## ・合同部活動

・女子ソフトボール ( 水口、日枝 )

・軟式野球 ( 城山、土山 ) ( 甲南、信楽、石部 )

・サッカー ( 城山、信楽、石部 ) ( 甲賀、水口東 )

・女子バスケットボール ( 城山、信楽 )

・女子バレーボール ( 土山、日枝 )

## 2. 課題

- ・教員数に限りがあり、希望する部が学校にない場合がある。
- ・生徒数の減少により、部員が少なく試合ができない。
- ・教職員が未経験の種目の顧問となり満足な指導が受けられない。
- ・部活動指導にあたる教職員の残業時間の増加。

### 3. 甲賀市の方向性

- ・生徒（保護者）の思いを大切にしながら慎重に進める。
- ・生徒が希望する部活動ができる機会を保障する。
  - 地域連携（合同部活動、拠点校方式、部活動指導員、外部指導員など）
  - 新種目の設定（ゴルフ、演劇、放送、プログラミングなど）
- ・教職員の働き方改革（個々の教職員の思いを大切にする。）

### 4. 具体的な方策

- ・アンケートの実施・考察
  - 中学校全教職員に実施（5月）
    - 地域移行：38%      何らかの形で部活動を続ける：62%
    - 児童生徒、保護者へは8月以降実施予定
- ・拠点校方式による部活動の導入とその対策
- ・「甲賀市中学校の部活動地域連携計画」の策定
- ・検討協議会の設置
- ・指導者、指導団体の発掘
- ・部活動指導員や外部指導員（団体）の確保・任用

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。 ~ は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

## 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

## 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ 市区町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める  
地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

## 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に  
応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し  
日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

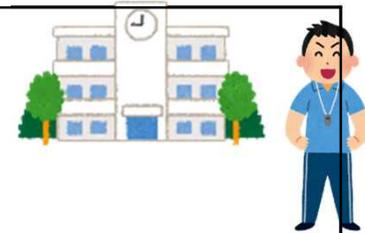
学校部活動の  
地域連携および地域クラブ活動への移行について

令和6年6月  
滋賀県

# 1. 部活動を取り巻く現状と課題

## (1) 学校部活動の意義

- 生徒のスポーツや文化芸術に親しむ機会の確保
- 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養
- 多様な学びの場として生徒の資質・能力の育成
- 異年齢との交流の中での人間関係の構築
- 自己肯定感を高める



## (2) 中学校における部活動の現状

- 部活動の加入率、運動部は減少傾向
- 部の設置数は、運動部は減少し、文化部は増加
- 運動部は、合同チームによる大会出場が増加



## (3) その他部活動やスポーツ・文化活動を取り巻く現状・課題

- 市町または都市部・地方部など地域や競技種目等により様々な状況
- 地域の実情に応じて、多様な実施主体や運営団体等の受け皿の充実が求められる
- 質・量ともに十分な指導者が不可欠であり、専門性や資質・能力を有する指導者の確保が必要
- 競技や指導の経験がない教員や指導を望まない教員がいる
- 一方で、専門的な知識や技量、指導経験を活かして、子どもたちの指導を希望する者がいる
- 適切な活動時間の設定や怪我・事故への対応等、生徒の健康・安全面への配慮が求められる

# 1. 部活動を取り巻く現状と課題

学校部活動加入率および部員数

【単位：上段（％）・下段（人）】

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
運動部	68.2	66.9	66.1	65.0	63.0
	26,510	26,057	25,994	25,437	24,764
文化部	19.2	18.9	19.4	19.5	20.3
	7,444	7,358	7,647	7,796	7,822

部設置数（5/1 調査）

【単位：部】

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
運動部	男子	626	628	613	610	588
	女子	609	606	599	589	562
文化部	男子	220	220	231	234	240
	女子	261	266	258	251	256

中体連主催大会：合同チーム出場数（県中体連春季総体実績）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
部 数	18	22	18	24	35

### (1) 将来予測からの基本的な考え方

- 少子化の進展により、本県中学校の生徒数が減少
- 学校部活動設置数の減少
- 学校部活動の加入率・加入数の減
- 合同チーム出場数の増加
- 中体連主催大会（団体種目）への参加数減
- 指導者の不足



学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況

各地域の実情に応じ、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させつつ、地域クラブ活動へ移行することにより、新しい価値を創出

学校部活動の地域連携を進めながら持続可能な体制づくり  
併せて休日部活動から段階的に新たな地域クラブ活動への移行を進める

### (2) 目指す姿

将来にわたって子どもたちのスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保

< 実現に向けて必要な要素 >

- 学校と地域が連携した持続可能な体制の整備（合同部活動の導入、受け皿団体の整備）
- 自主的・自発的な活動を支える指導体制の構築（指導者の確保）
- 適切な活動時間と休養（バランスの取れた生活）

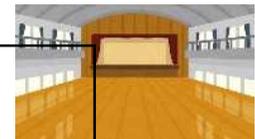


### (3) 学校部活動の地域連携と新たな地域クラブ活動のカタチ

#### 学校部活動の地域連携

合同部活動の導入、部活動指導員等により活動機会の確保

- 指導者：部活動指導員等、関係校の教員
- 参加者：当該校の生徒
- 場 所：当該校の施設



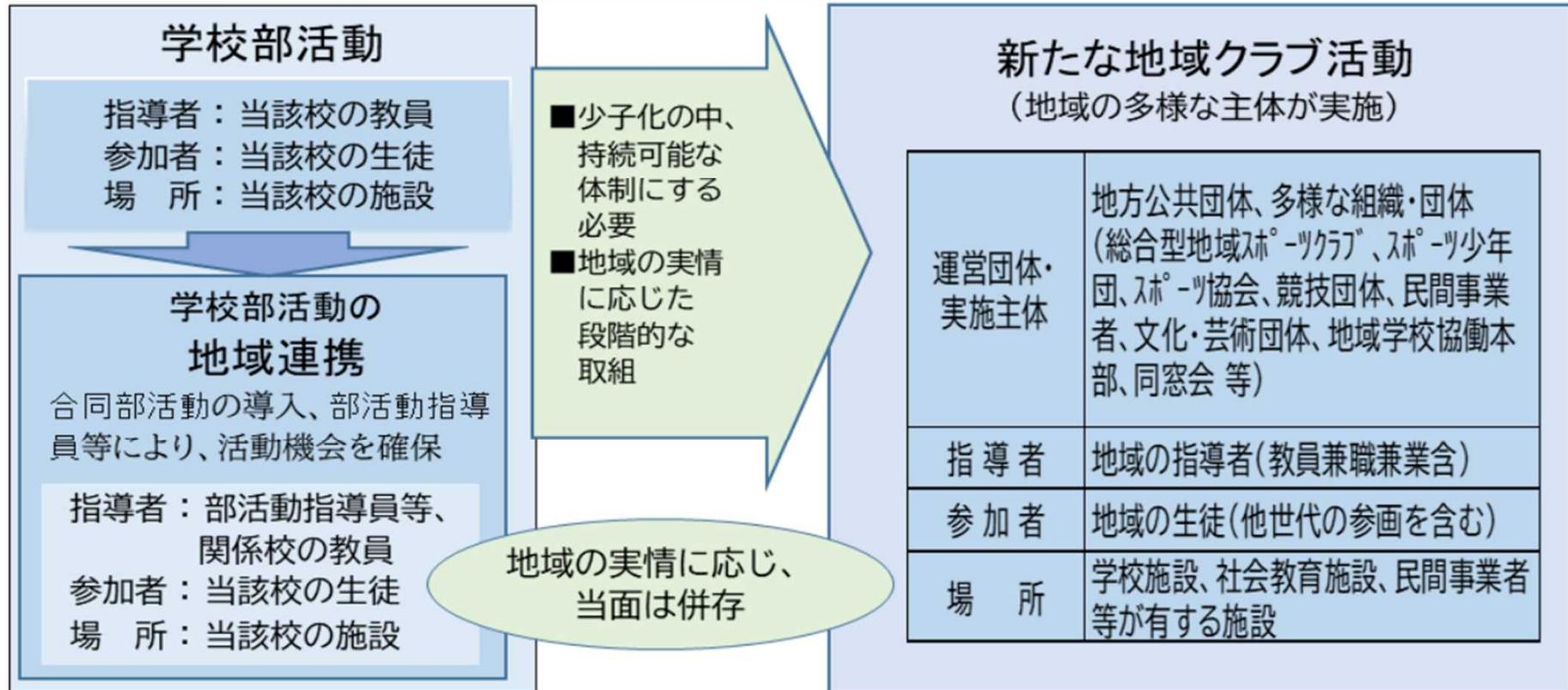
#### 新たな地域クラブ活動（地域の多様な主体が実施）

- 運営主体：総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、地方公共団体
- 指導者：地域の指導者（教員の兼職兼業含む）
- 参加者：地域の生徒（他世代の参画を含む）
- 場 所：学校施設、社会教育施設、民間事業者等有する施設



### (4) 学校部活動の地域連携と新たな地域クラブ活動の全体像

#### 学校部活動の地域連携、新たな地域クラブ活動 全体像



### (5) 想定される連携・移行パターンの例

生徒のニーズや地域の環境に応じて、連携や移行を進める

生徒の活動の場	活動実施主体、指導者による区分	摘要
A. 学校部活動	1 学校部活動(従来型)	当該校の生徒・教員による部活動 (人数確保のための合同チーム編成の場合を含む。)
	2 拠点校・拠点施設型	拠点となる学校・施設を核に、合同または複数校生徒が参加する部活動
B. 学校部活動 (地域連携)	1 外部連携・支援型	部活動指導員や外部指導者によるサポートによる部活動
	2 拠点校・拠点施設型	拠点となる学校・施設を核に、合同または複数校生徒が参加する部活動
	3 民間事業者等運営・指導型	地域の民間事業者による指導
C. 地域クラブ等活動 (まずは休日)	1 市町主導運営・指導型	市町が地域団体、民間組織等と連携して運営、指導
	2 地域団体等運営・指導型	地域スポーツ団体、学校支援協議会、競技団体等による運営、指導
	3 民間事業者等運営・指導型	地域の民間事業者による指導

～それぞれのモデルパターンの例～

#### A-1. 従来型の例

- ・従来の部活動の運営スタイルを継続する。
- ・人数の足りないチーム同士で合同チームを組む

#### B-1. 外部連携・支援型の例

- ・教育委員会が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外を部活動の指導者として任命する。(部活動指導員)
- ・学校長が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外に部活動の指導を委嘱する。(外部指導者)

#### B-2. 拠点校・拠点施設型の例

- ・A 中学校を拠点校として、B 中学校と C 中学校の生徒が加わり活動する。  
B、C 中学校には該当部活動がない
- ・A ホールを拠点施設として、A 中学校、B 中学校、C 中学校が合同で活動する。

#### C-1. 市町主導運営・指導型の例

- ・市町がスポーツ・文化芸術団体や大学等と連携し、地域クラブとして活動する。  
(中学校が活動場所となることもあり)

#### C-2. 地域団体等運営・指導型の例

- ・総合型地域スポーツクラブ等の団体が地域クラブとして活動する。

#### C-3. 民間事業者等運営・指導型の例

- ・スイミングスクール等の民間事業者にて活動する。

※地域の実情や競技種目等により様々な活動の形態等が想定され、当該区分パターンにおいて重複する場合がある。

## 学校部活動の地域連携・地域移行の課題整理

課題	地域連携 (学校部活動)	地域移行 (地域クラブ)	課題・検討内容の概要
受け皿団体の整備		受け皿団体の不足、地域偏在、脆弱な組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の受け皿団体が、学校と連携し、教育的意義を継承した多様な活動に親しむ機会の確保が必要</li> <li>中学生が団体活動に参加できる体制を整えるための団体の組織強化や機能充実が必要</li> </ul>
活動施設の確保		学校施設、社会教育施設等の利用調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の活動場所となる公立学校の施設利用や社会教育施設・文化施設等の低廉な使用料での利用や優先利用など、利用しやすい環境について検討が必要</li> <li>学校の設備や用具の使用について検討</li> </ul>
指導者数の確保	外部指導者、部活動指導員の不足 大学生指導者の数の確保	地域の指導者の不足 大学生指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒のニーズを踏まえた充実した活動につながるよう、中学校における外部指導者や部活動指導員などの教員以外の指導者の確保が必要</li> <li>スポーツ・文化芸術団体の協力を得ながら一定の要件を満たした地域の指導者を確保する</li> <li>コーチバンクシステムを活用した指導者と学校・団体のマッチング</li> <li>県内大学と連携し、在籍する大学生が指導(補助)者として関わる体制を検討</li> </ul>
指導者の資質	外部指導者、部活動指導員の質の向上	地域の指導者の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の指導者に対し、子どもたちの主体性が促されるような指導等を学ぶ多様な研修会を設定し、資質の向上が必要</li> <li>JSPPOが定める公認スポーツ指導者制度を周知する</li> <li>生徒の安全の確保や事故防止、ハラスメント防止の徹底を図る</li> </ul>
教員の兼職兼業		所属長による兼職兼業許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域クラブ等で指導を希望する教員が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う</li> </ul>

#### 学校部活動の地域連携・地域移行の課題整理

#### 受け皿団体の現状

総合型地域スポーツクラブ	1市(3市検討中)
スポーツ少年団	3市町
地域クラブ等	6市町
クラブチームの中体連大会への出場	今春26チーム(登録30チーム)
文化芸術関係	2市 美術、吹奏楽
地域スポーツ協会	1市2団体
彦根市 水泳、剣道連盟	
その他	
大学連携	2市

(県教委 保健体育課の聞き取り状況)

## 学校部活動の地域連携・地域移行の課題整理

課題	地域連携 (学校部活動)	地域移行 (地域クラブ)	課題・検討内容の概要
安全管理体制の構築		ケガや事故への対応、損害賠償対応の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケガや事故が生じて適切な補償が受けられる保険への加入を検討(日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償)</li> </ul>
指導者と部員、部員間トラブルの解決		トラブル対処法の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導者に暴言・暴力等の問題行動が見られた場合や生徒間で事故やトラブルがあった場合の対処法を検討</li> </ul>
会費の設定		受益者負担と公費負担のバランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営主体は、生徒が参加しやすい額となるよう活動の維持・運営に必要な範囲で検討する</li> <li>指導者謝金、クラブ運営費の公費負担の有無の検討</li> <li>生徒の会費負担の保護者理解</li> <li>家庭の経済状況等に関わらず、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が得られるよう配慮する</li> </ul>
広域移動手段の確保	合同チーム参加生徒の移動手段の確保	広域から集まる生徒の移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域から生徒が参加する場合、移動手段の確保が必要</li> </ul>
大会等への参加機会の確保	合同チームの大会参加の調整	地域クラブの大会参加の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会参加資格を学校単位に限定することなく地域クラブや合同チームが中学生の大会に参加できる環境を整える(中体連参加資格の整理)</li> </ul>
生徒・保護者・地域の理解	外部指導者、合同チームへの理解	地域クラブへの理解 会費(自己負担)への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>部活動の地域連携・地域移行への理解が必要</li> <li>教員以外が指導者となることへの理解が必要</li> <li>合同チームとなり、活動参加(移動)にコストがかかることへの理解が必要・地域移行となった場合の会費(自己負担)が発生すること、公費負担への理解が必要</li> </ul>

	外部指導者	部活動指導員
委嘱 / 任命する者	学校長が認めた者	学校設置者 (任命)
身 分	顧問の補佐	会計年度任用職員 (地公法第22条の2第1項第1号)
報 酬	市町、学校で設定 (無報酬の場合もあり)	1,600円 / 時間 (国庫事業の場合の単価)
公務災害補償	×	
部活動の顧問	×	
部活動の管理運営	×	
単独での生徒の引率	×	
保護者等への連絡	×	

部活動の地域移行に向けた各市町の状況

市町名	実証事業		部活動指導員		協議会等設置	方針等	コーディネーター	備考
	R5	R6	R5	R6				
大津市						R6 予定		
彦根市						(一部)	(一部)	
長浜市						R6 予定		
近江八幡市						R6 予定		
草津市					R6 予定	未定		
守山市					未定	未定		
栗東市					R6 予定	R6 予定		
甲賀市					R 6 予定	R 6 予定		
野洲市					R6 予定	未定		
湖南市					R6 予定	R6 予定		
高島市						未定		
東近江市						R6 予定		
米原市					R6 予定	R6 予定		
日野町						R6 予定		
竜王町						R6 予定		
愛荘町					R6 予定	R6 予定		
豊郷町						R6 予定		
甲良町					未定	未定		
多賀町						R6 予定		

資料:滋賀県保健体育課